

第 3 部 計画課題の整理

各種基礎調査や地域ケア会議の意見等を踏まえ、本市における計画課題について次の通り整理しました。なお、課題の中には長期的な対応が必要なものもあることや、今後は、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の深化・推進が重要になること、日常生活圏域での取り組みを支える「地域の支えあいのネットワークづくり」も不可欠となることから、計画課題の整理に際しては、これらの視点に留意しながら整理を行っています。

(1) 要介護状態等の重度化の防止

本市においては、他の中核市等と比較して要介護認定率が高い傾向にあります。特に、生活全般に介護が必要になる要介護3以上の重度の要介護認定者の認定率が非常に高い傾向にあります。介護は高齢に伴い誰にでも生じる可能性があるため、全ての要介護者が「我が事」と意識しながら、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるように、可能な限り重度化しないようにすることが望まれます。

要介護状態等の重度化を防止するためには、要介護者等の状態に応じた介護サービスを受けて身体能力の維持・回復に努めることや、日頃から運動や食事に気を付けるなど高齢者自身による健康管理により重度化防止に努めること等が必要となります。

本市では、他県と比べ在宅サービス、特に通所介護サービスの利用率が高い傾向にありますので、通所介護サービスやそれ以外の介護サービスを効果的に活用できるような取り組みや整備の検討とともに、重度化防止に効果的な取り組みを紹介する等の情報提供を行う必要があります。

(2) 認知症対策の推進

高齢化が進み、とりわけ後期高齢者の増加が著しい中で、認知症高齢者の増加が予想されています。認知症も要介護と同様に誰にでも生じる可能性があるため、「我が事」と意識しながら全ての高齢者が認知症対策に取り組む必要があります。

平成 28 年度に実施した在宅介護実態調査では、「認知症への対応」について主な介護者が不安を感じる割合が非常に高く、本人の認知症ケアに加え、家族への介護負担の軽減等についても課題となっております。また、認知症に対する偏見が、認知症であることを隠す傾向や本人や家族の孤立化をまねく可能性があることから、認知症に関する正しい知識や情報の提供に取り組みながら、認知症への偏見を無くし、認知症を患っても初期の段階から安心してサポートを受けられるようにしていく必要があります。

これまで、認知症地域支援推進員の設置、標準的な認知症ケアパスの作成、認知症

初期集中支援チームの設置、認知症サポーター養成講座による周知啓発、認知症カフェの設置促進など、認知症高齢者やその家族を支える取り組みを実施しています。今後は、これまでの取り組みに加え、「訪問型認知症サポーター（認とも）」の養成や見守りネットワークの構築及びサービスの質の向上など認知症対策の充実を図っていく中で、高齢者を主体に介護が必要な時に、適切に支援が受けられるようにしていく必要があります。

また、認知症対応型通所介護（認知症デイ）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、第6次なは高齢者プランに引き続き事業所の確保に向けた検討を行っていくとともに、介護施設等で認知症高齢者が安心してサービスを受けることができるように、各介護施設等のスタッフに対して認知症に対する理解を深める取り組みを進める必要があります。

（3）介護予防と生活支援の推進

本市においては平成29年度より、利用者の状態・意向を判断し、目標の設定を行い「介護予防サービス」と「生活支援サービス」を一体的に提供する総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に取り組んでいます。これまで行われてきた介護予防事業や地域支援事業の取り組みの拡充・再編等が適宜行われているところであり、リハビリふれあいデイサービス事業などにおいては事業実施場所の大幅な拡充が図られてきています。総合事業に移行したばかりであり、具体的な成果は評価しづらい状況にありますが、今後とも各日常生活圏域における課題を的確に把握しながら、多様な主体によるサービスを創設する等、事業所や地域と連携して取り組んでいく必要があります。そのためにも、今回実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の活用等により、日常生活圏域ごとのリスク者の傾向を把握し、効果的な事業実施を行っていくことが求められます。また、総合事業を実効性のあるシステムに育て上げていくには、かなりの時間を要することから、市は地域ケア会議協議体と協力しながら積極的に推進していくとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業内容の検討を重ねていく必要があります。加えて、介護予防の取り組みを効果的に実施していくとともに、参加促進を図っていくためにも、移動支援の充実に努めていくことが求められます。

また、介護予防の重要性が十分に認識されていない状況も見受けられることから、「自助」の視点で一人ひとりが自分のために介護予防に取り組んでいくことができるよう、健康長寿の延伸に向けて介護予防の重要性及び各種教室等の周知による動機付けを行い、参加促進を図っていくとともに、高齢者自身も支える側の人材として事業への積極的な参入を促進していく必要があります。

(4) 介護保険サービスの充実

本市においては、現在も施設入所待ちの高齢者がおり、今後、更に少子高齢化が進む中で、医療や介護ニーズの高い高齢者や、経済的・環境的理由から、施設での生活を必要とする高齢者が増加することが予測されることから、在宅での生活が困難な高齢者に対して適切な施設・居住系サービスの提供を図るため、一定程度の施設サービス又は居宅系サービスの整備を検討していく必要があります。

また、より適正な認定審査を行っていくことができるよう、介護認定適正化を推進するとともに、介護サービスを利用する方が安心して真に必要とするサービスを受けられることができるよう、適正な介護給付に向けた点検・指導等を行っていく必要があります。

加えて、身体拘束等により高齢者の権利が阻害されることのないよう、サービスの質の確保に向けた実地指導の充実等を行っていく必要があるとともに、研修等への職員参加の促進や提供サービスに関する自己評価の実施を働きかけていくなど、保険者として介護保険サービス事業所の質の向上に取り組んでいく必要があります。

(5) 医療・介護の連携充実

在宅医療と介護の連携は第6次なは高齢者プランに基づいて進められている状況にありますが、地域ケア会議からの意見として医療と介護の連携が不足していることが指摘されています。地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた地域での暮らしを支えていくためにも、那覇市在宅医療・介護連携支援センターとの連携や充実促進を図り、かかりつけ医による訪問診療対応の充実や自宅での看取りを行うことができる環境づくりを行っていく必要があります。

また、訪問診療を行える医師や認知症サポート医が不足していることから、その確保に向けて、医療機関との連携を強化していく必要があります。併せて、在宅で療養することについて、市民の意識づくりを行っていくことも必要なため、在宅で療養することの意義や、それを支える医師や訪問看護師等の専門職の役割について市民に周知を図っていくことが求められます。

今後、後期高齢者の増加等により医療や介護を必要とする高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が予測されることから、必要なときに必要なサービスを受けながら、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、引き続き地域における医療及び介護に関わる関係機関の連携体制の構築を図っていく必要があります。

(6) 地域での支えあいのネットワークづくり

支援を必要とする高齢者を支えていくためにも、地域住民による「互助」の取り組みが重要となります。市内においては、自治会等によるインフォーマルサービスもみられることから、今後とも、地域力発掘や地域の横の繋がり強化に力を入れていきながら、地域における各種取り組みの強化を図っていく必要があります。一方で、本市

においては自治会加入率の低下を含め地域コミュニティの希薄化が大きな課題となっており、自治会未加入者も含めた支えあいの地域づくりが求められています。そのため、平成 28 年度に策定した「小学校区コミュニティ推進基本方針」に基づき、36 小学校区でのまちづくり協議会設立に向けた支援に取り組んでいくとともに、「地域見守り隊」などにより地域人材の育成・確保に努める必要があります。

また、校区まちづくり協議会にも参画している地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核として重要な役割を担っていくことが期待されているとともに、市民・関係機関・事業者との協働による「共助」の取り組みの中核として重要な役割を担っています。市内には、平成 29 年度現在で 12 箇所の地域包括支援センターが設置されており、地域住民等の参画も得ながら地域課題の把握に努めています。なお、本市では小学校区単位での支えあいの地域づくりをめざしていることから、平成 30 年度（2018 年度）より地域包括支援センターを市内 18 か所（概ね 2 小学校区単位）に拡充しており、支えあいの地域づくりの各種取り組みとも連動し、地域単位でのきめ細かなケア体制を構築することが期待されます。加えて、日常生活圏域地域ケア会議などにより、地域の課題等を吸い上げ、重層的な体制のもとで解決方を検討していくなど、それぞれの階層の地域ケア会議に求められている役割を適切に果たしていくとともに、当事者の参画等についても検討していくなど、更なる体制の強化が求められています。

また、地域ケア会議からの意見として災害対応の充実も求められており、災害時の備えに不安を抱えている方を支えていくためにも、地域のネットワークを活用しながら地域の防災力を高めていく必要があります。

（7）住まいの確保・在宅生活への支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、安心して暮らすことのできる住まいの確保や在宅生活の支援が求められます。本市では、借家住まいの高齢者単身世帯の増加や特別養護老人ホーム等の増加等により、高齢者の入居が増える一方で、入居を断られるケースも増えてきています。今後とも、沖縄県居住支援協議会等との連携強化を図りながら高齢者の居住をサポートしていくとともに、住み替え等に対する課題についても検討していく必要があります。

また、住まいのバリアフリー化に向けて、引き続き住宅改修の支援を図っていく必要があります。

加えて、現在行われている緊急通報システムの設置、軽度生活援助や食の自立支援事業等を継続していくとともに、移動や買い物、掃除、ゴミ出し等、家事支援や日常生活支援、移動支援の充実検討により、在宅生活への支援の拡充を図っていく必要があります。